

(2) 司法手続き下における面会交流に関する合意等

ア 面会交流に関する司法手続きのあらまし

協議離婚であれ裁判離婚であれ離婚するに当たっては、父又は母と子との面会及びその他の交流について、当事者間の協議ないし家裁で定めることとされている（民法766条、771条）。

離婚について夫婦間で合意していても、面会交流等について当事者間で協議が整わないとき又は協議ができないときは、通常、面会等を求める当事者が家裁に対し、調停又は審判の申立てを行い、取決めを求める。家裁では、これを「子の監護に関する処分（面会交流）事件」として取り扱う（家事事件手続法別表第二の三）。なお、このような場合でも、協議離婚届は提出しないまま、夫婦のいずれかがいわゆる離婚調停を申立て、夫婦関係調整（離婚）事件の調停の中で、離婚、親権、養育費、面会交流及び財産分与等離婚に関する事項全般を協議し、解決することが可能であり、一般的にもみられることである。このような申立てには、離婚には争いはないが、子どものことに関して第三者の意見を聞いて話し合い、適正に決めたいとの当事者の姿勢が見受けられ、協議離婚の不備を補うものとして有効である。すなわち、子どもの面会交流等の取決めに関しては、離婚の成立前後を問わず、家裁に申し立てて解決を図ることが可能である。離婚に関する紛争があっても比較的葛藤の低いケースでは、夫婦関係調整（離婚）事件の調停で全て一括解決を目指すことも多い。

面会交流に関する調停手続きでは、試行的面会交流等を含めた家裁調査官の関与があり、裁判官（若しくは家事調停官）及び調停委員2名で構成する調停委員会が当事者の合意形成を支援する。当事者が審判の申立てをしても、原則として調停に付され（同法274条）、調停委員会と当事者間で話し合いの機会をもつ。

調停で協議が整えば、調停成立となって合意内容が調停調書に記載される。この場合、面会交流について特段の問題がないときは、面会交流に関する条項は、「適宜（あるいは月に1、2回程度）面会交流することを認める、ただし、面会の日時場所等については、子の福祉に最大限配慮し、当事者間で事前に協議して定める。」程度の緩やかなものとなる。「子の利益」にかなう面会交流は、子どもの生活状況の変化等によりその具体的内容もおのずと変わるから、柔軟に対応することができる条項に基づき、その都度、同居親と別居親の協力の下で実施されることが望ましいからである。もちろん、面会交流に具体的な取決めが必要なときは、それに沿う合意をすることが可能である。

面会交流について協議が整わなければ、調停不成立となって、自動的に審判手続きに移行する。家裁（裁判官）は、審判手続きにおいて、事実の調査及び証拠調べを行い、審問結果、家裁調査官による事実の調査結果及び当事者から提出された資料等を基に交渉経緯等一切の事情を考慮し、子どもの利益に最大限配慮して結論を出す。面会交流が不相当との結論に至った時は、申立てを却下し、面会交流が適当なときは、

面会交流の内容を示した上で、これを命令する。これに不服のある当事者は、高等裁判所に即時抗告をすることができる。抗告審で審判と異なる結論が出たときは、高裁は決定でその内容を示す。

平成25年の家事事件手続法施行後、面会交流事件においても活用されるようになった手続きとして、「調停に代わる審判」がある（同法284条から287条）。これは、当事者の一方が、調停に欠席したり、意思表示はするが、合意すること自体を拒否したりして調停が成立しない場合、家裁（裁判官）は、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、事件の解決のために必要な審判をすることができる。例を挙げれば、同居親である相手方が、具体的な面会交流の内容を示した調停案に肯定的な意思表示はするものの、自分の再婚相手に対する遠慮等もろもろの事情から、自ら積極的に合意することはできないとして、調停成立を拒否するケースである。このような場合、当事者双方の了解している調停案が家裁の命令ともなれば、双方ともにこれに従うとの意思が明白であるので、これを命ずることが事件の解決に有効である。「調停に代わる審判」に不服のある当事者は、2週間以内に異議を申し立てることができる。実際には、異議の申し出は少数であり、事前に異議の申立てを放棄する当事者もいる。

なお、前記の夫婦関係調整（離婚）の調停が不成立となると、離婚を求める当事者は、人事訴訟としての離婚訴訟を家裁に提起する。公開の法廷での証拠調べを経て、家裁（裁判官）が心証を得て方向性を示し、当事者間の合意ができれば、訴訟上の和解が成立する。ここで、前記のように、離婚に併せて、面会交流等が合意されることも多くみられる（和解調書）。離婚訴訟において和解が成立しない場合は、判決となる。離婚を認容する判決においては、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分も附帯処分についての裁判として判決すべき事項となるが（人事事件訴訟法32条）、面会交流については、家裁調査官の関与等がとりわけ必要であることから、離婚訴訟と並行して、別途、調停ないし審判で解決している例が多い。

離婚成立前に片方の親が子どもを連れて別居した場合、子の引渡し等監護権を巡る紛争とともに、面会交流が主題となることもある。これらも、家裁の調停及び審判の対象となる。

面会交流の具体的内容を明示した調停調書及び審判書、抗告審の決定書並びに和解調書等の内容が実現されないときは、これらを基に、権利者（面会交流を要求する当事者）は、家裁調査官の履行勧告を求めることができるほか、義務者（面会交流を実現すべき当事者）がなすべきことの特定がなされている場合に限り、強制執行として、強制金を課しての間接強制が可能である。なお、面会交流の性質上、その直接強制及び代替執行はできないとされている。

イ 調停・和解

夫婦関係調整・面会交流事件での調停や、離婚訴訟等での訴訟上の和解である。

(ア) 離婚と併せてなされた面会交流の合意

離婚に関する調停や離婚訴訟での合意では、ともすると、離婚紛争の解決に力点が置かれ、父母の離婚に対する感情や力関係が前面に出ることが多い。面会交流に焦点を当てた家裁調査官関与も不十分で、調査があっても、調査結果を当事者が理解して受け入れる姿勢に乏しく、結果として子どもに対する配慮が不足した内容となることがある。特に、当事者に子どもの問題性への感度が乏しいケースでは、この傾向が強い。

夫婦関係調整（離婚）調停において、同居親（母）が離婚を急ぎ、子どもが別居親（父）との交流に消極的であることに気づかないまま、子どもと父との「月2回、午前9時から午後7時まで」という長時間交流を大雑把に合意した。しかし、「疲れる」と子どもが訴えて早々に実施できなくなり、母から改めて面会交流の調停を申し立てた【事例19】。

夫婦関係調整・面会交流調停が相当期間係属し、丁寧な家裁調査官調査や試行的面会交流も行われるなど、家裁手続の中でやるべきことは全てやった後の離婚訴訟での和解で、父母ともに内容が不満で、面会交流が中断したケースもある。同居親（母）には、養育費の額及び面会回数が試行より多いこと等が不満であり、別居親（父）には、面会交流時の実費を全額自己負担させられることが不満であった。援助機関関与の下で相当回数実施されたが、母が養育費の増額を申し立てたのを機に中断した【事例6】。このように、司法手続きの中で全ての過程を経験した後の合意にあっても、却って父母が紛争に疲れ果ててしまったがために、真意を一部覆い隠して合意してしまったことがうかがわれる。

また、内容自体には問題がないのに、当事者が合意形成過程に不全感を抱いていると、自力で実施することは難しい。

夫婦関係調整（離婚）調停での合意であるが、同居親（母）が、「調停委員に決められた、もう1回時間が欲しかった。」と不満を持ち、調停成立後の実施を拒否した【事例23】。

多く聞かれる当事者の不満は、迷っている時に調停委員から強く言われて拒否できないでいるうちに、「いいでしょう。」と決められてしまうというものである。内容的には非の打ちどころがない立派なものであっても、当事者の気持ちの整理がつかない段階での合意は実行が伴いにくい。

なお、上記のケースでは、第三者機関による立会が調停条項中にあり、援助機関を利用した後は、多少もめごとはあるものの、実施することができた。その間に、母の再婚、子どもと再婚相手との養子縁組、母の出産と環境変化が重なったが、別居親（父）が養育費の支払いを継続したことも幸いして、長期間面会交流を実施することができた。

(イ) 離婚成立前の面会交流の調停

離婚手続と別途なされた面会交流の調停では、面会交流に焦点を当てた家裁調査官調査がなされていることが多く、調査結果を踏まえ比較的丁寧に合意形成を図ることができる。しかし、父母の離婚に関する紛争が沈静化していない場合には、やはり、このことが影を落とし、子どもに対する配慮が不足することがある。

夫婦関係調整（離婚）調停係属中の面会交流調停で、「第三者機関で試行面会を行った上で、年4回、2時間ずつ行い、年5回に向けて努力する。」等という合意をし、連絡調整型の援助で面会交流が開始された。しかし、すぐに別居親（父）が回数増を要求し、もろもろのトラブルも続発して中断した【事例15】。もともと同居親（母）がDV被害を主張し、シェルター利用もあったケースである。調停委員会としては、双方の状況を十分に把握し、実施に向けて今一つ踏み込んだ具体的内容を盛り込む必要があったといえよう。

(ウ) 離婚成立後の面会交流の調停

父母間の離婚紛争が終息した後の面会交流調停においては、冷静に子どもに焦点を当てた合意が可能で、それゆえ実行も伴うはずである。しかし、離婚の後にやってくる親の再婚等の環境変化に影響されることがある。

夫婦関係調整（離婚）調停で面会交流も合意したが、すぐにトラブルとなり別居親（母）が申し立てた面会交流調停では、月1回、第三者機関利用（付添い型）等で合意し、数年にわたり実施された。この間同居親（父）が再婚し、子をもうけたこともあり、面会回数が縮小され、さらに小学高学年となった子ども自身の希望により、年1回程度の交流となった【事例25】。合意自体は、環境変化に耐えられる内容であったが、子どもの、実母（別居親）と継母に対する忠誠葛藤の問題がうかがわれた。援助機関での支援過程において、子ども自身が面会の回数減を決断したことを支持し、他方で、子どもが実母に対して抱く罪悪感を和らげ、子どもが持つ回復力を支援するような援助が必要であった。

調停離婚が成立した後の面会交流調停で、別居親（父）と子どもとが、「年2回、第三者機関利用」等で交流すると合意したケースでは、父子関係は良好で複数回実施されたものの、早々に同居親（母）が再婚し、再婚相手と子どもとが養子縁組したことから、父は養育費免除の審判を取得し、以後母が実施を拒否して中断した【事例24】。家裁としては、養子縁組後は養親に第一次的な扶養義務が移るため、養父が経済的に困窮していると認められない限り、実父の養育費支払義務は免除するのが一般的である。養育費免除の申立てであっても、調停委員会において、今後の実父と子どもとの交流の視点到留意し、せめて減額調停にとどめていれば、父子の断絶を防ぐことができたかもしれない。

離婚後、申立てに至るまでに面会交流がないまま長期間経過し、父母に子どもの状況に対する配慮が欠けていると、合意ができていても実現が困難になることがある。

離婚判決確定後約1年経過して申し立てられた面会交流調停で、「第三者機関の付添、1、2回目は3か月に1回、3回目以降は2か月に1回」等が合意されたが、子どもの拒否により実現しないまま援助が打ち切られた。子どもは、父母との同居中に別居親（父）のDV等を目撃するなどして、精神的に相当疲弊していた。他方で、面従腹背的な同居親（母）にも反発していたが、父母ともにこのような子どもの状況を理解していなかった【事例3】。調停において、面会実現の道筋を具体的に立てないまま、安易に回数を増やす内容が合意されたことが、実施できなかった大きな要因と考えられる。

ウ 審判及び決定

家裁での審理（調停、家裁調査官調査を含む。）が丁寧であると、家裁（裁判官）の審判内容が適正妥当なものとなり、面会交流は円滑に実施されるはずである。しかし、実施効果は、やはり、当事者間の離婚紛争に左右される面がある。

さらに、いずれの段階でも合意ができなかったという紛争性の高い事案であるからして、間接強制の申立てに至ることもある。主文内容が、間接強制の可能な、頻度、受渡し方法等が特定された条項であれば、同居親に面会交流拒否の歯止めの機能を果たす程度の効果はある。しかし、逆に同居親の態度を更に硬化させ、歯止めのない司法紛争が継続し、却って徹底的な拒否事例となることがある。また、特定された条項は、ともすれば融通性のない硬直化した内容となることから、子どもの状況等の事情変更には耐えられないことが多い。

(ア) 離婚成立前の面会交流審判等

離婚もそれに関連する事柄についても紛争の真ただ中であるから、紛争性が極めて高く、しかも、離婚解決前の何らかの手当にすぎないという暫定的な要素があるため、裁判官が、当事者の真意に沿う合意を推定することは甚だ困難である。

離婚紛争が係属中で、しかも、子どもの親権をめぐる争いがメインであると、当事者の心情が安定せず、援助機関が関わることすら困難となる。

離婚訴訟係属中になされた監護者指定・面会交流審判では、子どもと別居親（父）とが、「月1回、第三者機関立会、日時・場所・方法及び留意事項は第三者機関の指示に従う」等で交流するとされた。しかし、援助機関に不満を持つ父が、そのルールを守らず、数回実施したものの中断した【事例13】。離婚訴訟が親権の帰属でもめて決着せず、その影響が大きいものとうかがわれた。

別居親の心情不安定に加え、長期間の親の紛争にさらされた子どもらが、別居親に対し強固な拒否を示す場合も、援助機関の関与は困難である。

同居親（母）からの離婚訴訟係属中に申し立てられた面会交流の審判で、3人きょうだいと別居親（父）とが、「第三者機関利用（当面付添い型）、1か月から2か月に1回程度、日時場所方法は、第三者機関と協議して定め、その助言指導に従う」等で交流するとされた。自由な面会交流を求める父は、子どもらの強い拒否に

もかかわらず学校行事へも強引に参加するなどし、援助機関のルールにも従おうとしなかった。このため、援助不能となって中断し、父母間の紛争も長らく決着しなかった【事例22】。

反面、父母の協力の阻害要因が専ら離婚紛争であるので、離婚が成立すれば、面会交流の実施も可能となることもある。

離婚訴訟係属中の面会交流審判では、別居親（父）と子どもとが、「2か月に1回午前10時から午後6時までの枠内で初回1時間、2回目以降3時間限度、第三者機関立会」等で交流するとされた。約1年後に離婚判決が確定すると、数回実施して3時間まで実現した。子どもが小学高学年となった後も、付添い型援助ではあったが継続することができた【事例9】。

面会交流の調停が1年を超えた後の面会交流審判では、別居親（父）と子どもとが「月1回、第三者機関援助」等で交流するとされた。同居親（母）は、審理中、面会試行も拒否するなど、徹底的に拒んでいた。1年後に協議離婚が成立して漸く実施され、子どもらは父との交流を喜んだ。ところが、母は、これを嫌悪して体調悪化等を理由に援助を拒否し、中断した【事例5】。母への親ガイダンス等の働きかけが早期に必要な事案であった。

(イ) 離婚成立後の面会交流審判等

離婚紛争終結後、面会交流のみで審判に至るのは、長期にわたる紛争による疲労、父母の性格傾向等の要素が深くかかわり、解決が非常に困難である。多くは、同居親ないしは子どもの拒否が一貫して強固であり、援助機関が関わらないと実施できないし、援助を受けても実施できない例が多くある。それゆえ、審判に至るまでの間に当事者に対する親ガイダンス及び子どもの調査が不可欠である。

離婚調停で離婚と併せ合意した面会交流条項（月2回、10時間等）の変更（回数減）を同居親（母）が申し立て、「調停に代わる審判」となったケースでは、「当初4か月間は月1回、3時間、その後月1回10時から17時まで、年2回程度宿泊を伴う面会実施を検討、当初援助機関での受渡し、連絡調整を含む利用、その後も利用可」等とされた。別居親（父）は、この内容を拒否しなかった模様で、審判後異議も出していない。当初2回は実施されたが、子どもらの拒否的な態度により数回で中断した【事例19】。以後、父は養育費を支払わず、援助も中断した。家裁手続の中では、子どもの意向把握をした形跡がなく、最初の調停において、母は、子どもらの意思を忖度せずに、長時間の面会交流に同意したようであり、再調停においても、時間の短縮と援助機関の利用を構想したのみのようにうかがわれた。そもそも援助機関の利用を決めたということは、面会交流が当事者間では円滑にいかないということが明らかで、その背景には子どもの拒否的な姿勢がある可能性も視野に入れなければならない。家裁の調停手続において、母が面会交流自体を拒否しないので、子どもの具体的な拒絶意思が表に出ず、家裁調査官調査も行われなかった可

能性がある。また、開始後、父も子どもらが拒絶する原因について思いを巡らせた様子はない。父母が面会交流に合意していても、当事者が実施に援助を必要としているケースにおいては、子どもの意向等の調査が不可欠である。また、同時に父母に対して、親ガイダンス等の受講を働きかける必要性が高い。

長年にわたり、子どもにとり意義の乏しい面会を継続した結果、子どもの強硬な拒否により、援助が全く功を奏さないケースもある。

和解離婚して約半年後の面会交流審判で、子どもと別居親（父）とが、「月1回、1時間程度、公共施設等において交流する。」とされたが、実施当初から子どもが嫌がった。同居親（母）が面会交流調停を申し立て、その第2次審判で、子どもと父とが、「当面6か月間は、2か月に1回、第3日曜日午前11時から午後零時15分、公共施設等内において行う、父は見守ることに徹する、3回実施後2か月後から引渡型、母立会」等とされた。しかし、これも子どもがかたくなに拒否して長期にわたり実施されなかった。とうとう父が審判について間接強制を申し立て、これが却下されたのちの抗告審における訴訟上の和解で、「援助機関の関与の下に」第2次審判の内容で行うと合意した。しかし、援助機関の事前面談でも子どもが明確に拒否し、実施時も子どもは父を無視し、実質的な交流はできなかった【事例12】。長期にわたる手続のいずれの段階でも、関係者全員が子どもの拒否を軽視し、子どもに直接向き合って、必要な配慮を施さないまま、子どもにとって意味のない交流をさせたとのそしりを免れない。

これに対し、子どもの調査が行われた上で、援助機関の利用が命令されると、多くは実施に至ることができる。

数年前の協議離婚の際に面会交流についても合意をしたが、同居親（母）がこれを見守りし、別居親（父）が面会交流の調停を申し立てた。調停中の試行的面会交流では問題がなかったものの調停は成立せず、審判で、援助機関関与の下での面会交流が命令された。子どもは出生以来父と交流がなかったが、同機関の援助を受けて、数年間交流を継続することができた【事例1】。

他方で、援助機関の利用を含んだ命令であっても、家裁（裁判官）が同機関の実情を知り、当該機関の援助可能な内容でないと、援助は不可能となる。

離婚判決2か月後の面会交流審判で、別居親（父）と子どもとが、「毎月1回、午前10時から午後4時まで、第三者立合い可能」等で交流するとされたが、援助機関では、6時間の付き添いは不可能であった。同機関で、1時間から始めて3時間までのルールを示したところ、父が反発して援助を拒絶した。その後、手続代理人が関与し当事者間で実施したものの、父のルール違反などトラブルが生じ、同居親（母）が面会交流中止の調停を申し立てて中断した【事例8】。調停・審判を含め、援助機関利用の可能性があるときは、同機関の定めたルールに従うとの1項が必要である。

いずれにしろ、こうした紛争性の高い事案において、面会交流を実施し、継続させるには、審理のいずれかの段階において、子どもの状況、意向等の把握（調査、子どもの手続代理人の活用）が必要であり、審判はそれを踏まえた内容とされる必要がある。また、当事者の性格傾向の把握とそれに対する対処方法の検討も不可欠である。何よりも民間援助機関の利用に当たっては、父母に、当該機関のルールに従わなければ面会交流の実施もその継続も難しいと認識してもらわなければならない。最低限、親ガイダンスを含む何らかの方法でその動機付けが行われなければならない。

エ 再調停・再審判

面会交流の調停・審判は、事情変更があれば、再度申し立てることができる。

当初の調停で、当事者間の協議に期待して柔軟な条項とされたが、事情変化により特定した内容の取決めを必要としたり、ある程度特定した内容であれば、子どもの成長や進学等による生活状況の変化、父母の再婚や子どもの養子縁組等により、実施が困難となったりする事態は当然に出現する。かような場合、子どもにとって、そのときどきの最良の面会交流を実施するためには、再協議がその都度必要不可欠であり、これが整わないとき又は協議ができないときには、当初と同じく家裁での調停・審判を利用することが可能である。長期間の子どもの成長を見越して、「子の利益」にかなう面会交流をその都度実現するという見地からしても、再調停・再審判は、むしろ家裁からしても当然期待されているところといってよい。上記検討事例でも、家裁の利用回数が多数回に上る例が多くみられた。家裁と援助機関との双方を駆使して、何とか面会交流の実施を模索しているのが、困難事例の現状である。

逆に、残念ながら、当事者自身の過去の苦い経験からか、家裁手続きを徹底的に拒否する例も見受けられた【援助事例】。これは、当事者が民間援助機関に援助を求めて短期間面会交流を実施したが、以後の見通しは立たなかった。このような家裁嫌忌はまことに不幸なことであり、これに対しては、家裁手続き内で何らかの改善を必要としているのか否か、その点の解明も望まれよう。

3 弁護士による合意形成の支援のあり方と課題

面会交流に関する父母間の紛争に弁護士が関与する場合、弁護士は、父母の合意による解決に向けて、どのような支援をすべきであろうか。本調査研究において検討した事例の中にも、合意段階で弁護士が関与していたと思われる事例が多数あり、弁護士の活動のあり方を検討する意義は大きい。民法766条は、父母は面会交流について協議で定めるとし、その場合、子の利益を最も優先して考慮しなければならないと定める。この規定に鑑みるならば、弁護士はたとえ父母の代理人として関与する場合であっても、依頼者が責任を持つべき立場にある子の利益を軽視した拙速な合意形成を支援すべきではない。ま

た、一方当事者である自己の依頼者の主張だけを重視し、徒らに紛争を激化させることは、却って、依頼者が本来責任を負うべき子の利益を損なう場合もあることも自覚すべきである。父母の代理人として関与する弁護士は、「子の利益にかなう合意による紛争解決の促進」をこそ支援すべきであるといえる。子どもの代理人にも同様のことが当てはまる。

他方、面会交流の実現にあたっては、父母の合意形成支援に引き続き、現実の実施の場面において、FPICなどの援助者による日程調整の援助、引渡援助、付添援助等の息の長い支援が必要となる場合もある。合意形成支援にかかわる弁護士としては、その代理人活動が、こうした支援のプロセスのスタートをなすものであることの自覚が必要である。合意の後に控えている面会交流の実施上の問題を常に想定しながら、合意形成を支援しなければならない。

理念的には、以上の二点が重要であるが、これらをどのように現実の活動に活かしていけばいいのだろうか。ここでは、主として、家裁の法的手続が取られている場合を念頭に、弁護士が同居親の代理人として、別居親の代理人として、あるいは子どもの代理人として関与する場合に分けて、合意形成支援のあり方について検討する。なお、裁判所外で任意の協議が行われている場合であっても、弁護士が関与する場合には、家裁の法的手続に準じた解決が目指される。その意味では、ここで論じることは、任意の協議の場合にも概ね当てはまるものと思われる。

(1) 同居親代理人の立場から

ア 受任時

(ア) 依頼者への説明等

同居親の代理人として面会交流の問題に関わる場合、受任に際して、別居親と子どもの面会交流に関しては、子どもにとって最善の利益を尊重して代理業務を行うことを説明すべきである。離婚問題自体に関しては、依頼者（同居親）の希望がかなうように代理業務を遂行すべきであるが、こと「子どもと別居親の面会交流」に関しては、当事者である子どもは同居親とは別の人格を持っており、同居親の意向のみによって面会交流の方向性を決められるものではない、すなわち、同居親も子どもにとっての利益を最優先に考えるべきことを説明し、了解を得た上で、受任することが望ましい。

上記の説明に際しては、近時の家裁の傾向等を伝えておく必要がある。すなわち、平成20年代に入り、「子と非監護親との面会交流は、子が非監護親から愛されていることを知る機会として、子の健全な成長にとって重要な意義があるため、面会交流が制限されるのは、面会交流することが子の福祉を害すると認められる例外的な場合に限られる」とした判例（大阪高裁平成21年1月16日決定－家裁月報61巻11号70頁）、「面会交流の実施による子の情緒的不安定や不適応な症状は一過性のも

のと考えられる」として面会交流の実施を認めた決定（大阪高裁平成22年7月23日決定一家裁月報63巻3号81頁）他が出されている。また、家裁における調停・審判の実務においては、子の福祉の観点から面会交流を禁止・制限すべき事由が認められない限り面会交流を実施することを基本方針とされている（細谷郁他「面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方」家裁月報64巻7号75頁）（面会交流を禁止・制限すべき事由については後述）。さらには、面会交流を認める審判に関しては、間接強制を認める判例が出され、最高裁も給付の特定に欠けるところがないといえる場合にはこれを認めるという判断をしている（最一小決平25・3・28民集67巻3号864頁）。

これらの現行の基本方針や判例を依頼者に対して説明することなく、調停・審判に臨むことは代理人として適当ではないと考えられる。

さらに、説明に際しては、面会交流の実施は、子どもと別居親の関係構築のみならず、将来に向けての同居親と子どもの良好な関係構築にも役立つものであることについて、必要に応じて時間をかけて同居親と十分な意見交換をすることが有用である。

もっとも、基本方針における例外として面会交流の実施が困難な場合も当然あるのであり、面会交流を制限すべき事由があるかどうかについて同居親の言葉に真摯に耳を傾けるという姿勢が必要である。つまり、同居親の置かれている状況を把握することなく最初から面会交流の方向に同居親を説得したり、また、面会交流を了解する同居親のみの代理をすべきであるということにはならないということも、指摘しておかなければならない。同居親が何らかの理由で別居親からの面会交流の要望に応じることが困難であり、面会交流に進めない悩みを抱えている場合には、代理人として、結論を急ぐことは適当ではない。また、面会交流の必要性を同居親が理解し、さらに一步を踏み出せる方策を探るためには、まず、同居親と子どもの安全で、安心できる生活自体（経済的安定も含む。）が重要な基盤であるという認識も絶えず持つておかなければならない。

ところで、離婚にあたり、同居親が、別居親には、子どもの監護に関しても、今後一切かかわってほしくないという強い感情を抱いている場合もある。それにもかかわらず、上記家裁実務の傾向から、調停委員らより同居親が、その感情を抑制して子どもと別居親の関係継続を受け入れるだけでなく、子どもに対して面会交流に応じるように説得することまで求められることもある。そのような状況の中で、同居親代理人としては、同居親に対し、穏当に面会交流の方向へ同居親を説得しているつもりであっても、依頼者である同居親からすれば、代理人である弁護士までもが自分の味方ではない、むしろ、相手（別居親）の代理人のように感じられてしまうことも起こりうる。その結果、同居親が、代理人の言葉を聞く気を失い、代理人への信頼関係を消失させ、代理人の解任や辞任を求めることに至ること

が決して珍しくない。

上記の事態を避けるためには、受任時において、どのような手続を選択するのか、当該事案が、家裁における調停、審判等を通じての解決の必要性がある事案である場合には、その展開の可能性についても十分説明したうえで、当該代理人に依頼するのかどうか、つまり、同居親に、当該代理人とともに自身の問題を解決していく意思があるか否か、依頼者に選択してもらう必要がある。

ただし、そのようにして受任した事案であっても、離婚当事者の心理は、非日常的な葛藤のなかで、複雑かつ不安定であるのが一般的であるから、手続が進む中で面会交流をさせる方向で代理人として同居親を説得せざるを得ない状況になることもある。その説得に際しては、同居親の精神状況や置かれている立場をよく見た上で、説明の仕方には細心の注意を払い、信頼関係を破壊しないことを意識すべきであろう。

そのような場合、代理人のみで完結するのではなく、司法（家裁における手続）や、支援する第三者機関や協力が得られそうな親族の利用など、あらゆる社会的資源の利用を常に意識して検討することが必要になる。そのためには、かかる事件を扱う代理人としては、日ごろから、利用できる親ガイダンスや、同居親の心の問題をケアしつつ離婚及び面会交流の実施を支える心理の専門家との連携など、情報収集や関係構築を怠らない努力も必要となろう。

(イ) 検討課題

面会交流の実施が困難と考えられる場面は多岐にわたるが、同居親から面会交流に消極的になる理由として主張が想定され、対応を検討しなければならない課題には主に以下のものがある。すなわち、①現に、別居親による同居親へのDVや児童虐待のおそれがある場合、②過去に、DVや子どもに対する児童虐待があり、同居親が恐怖心を抱いている場合、③精神的虐待等があったと主張して同居親が嫌悪感を訴える場合、④同居親の親族が別居親に対して拒否的で、それに同居親が従うような場合、⑤子どもが面会を拒否している場合、等がある。以下、これらの各場合の支援のあり方について検討する。

① 現に、別居親による同居親へのDVや児童虐待のおそれがある場合

別居親による同居親に対するDVや児童虐待のおそれが現に認められる場合には、同居親と子どもを守るために、代理人としては、早期に保護命令や接近禁止等の保全処分を始めとする裁判所の手続きや、家裁の調停、審判の利用等の司法が関与する手続きをとることが考えられる（東京家裁平成14年10月31日審判 家裁月報55巻5号165頁）。また、既に、調停や審判等の手続きが取られている場合には、別居親が暴力的な性行を有したり、連去りのおそれが認められたり、同居親へのDVや子どもに対する児童虐待の危険性が継続している場合、これらの事実を的確に調停、審判の場面で示さなければならない。

ところで、同居親が別居親の言動による生命・身体への危険を訴える場合、客観的にその危険性が判然としない場合であっても、まず、依頼者の言葉を前提に代理業務に取り組む必要がある。生命身体の安全にかかわる事情である以上、最悪のケースを想定してまずは対応すべきであるし、また、同居親との信頼関係の構築を優先すべきであるからである。ただ、その後、状況が明らかになり、依頼者である同居親の認識と代理人のそれとの間に乖離がある場合には、同居親との信頼関係を損ねないように配慮しつつ、後述の(エ)と同様の対応をとることとなる。

② 過去に、DV や子どもに対する児童虐待があり、同居親が恐怖心を抱いている場合

過去に別居親が暴力を振るったり暴言をしたりした事実はあるが、現時点でその危険性はない場合、現在の家裁の実務では面会交流を否定する対応はしていない（前述家裁月報、片山登志子・村岡泰行編 面会交流実務研究会著『代理人のための面会交流の実務』民事法研究会2015、138頁他）。

しかし、過去の別居親の言動から同居親や子ども本人が強いPTSDを抱えているような場合がある【事例10】。このような場合、裁判所の考え方を同居親に説明しつつ、代理人としては、子の福祉を害する特別な事情があると認められる場合には、その事実を適切に主張するのが役割であり、その事情の有無を同居親と冷静に話し合う必要がある。

③ 精神的虐待等があったと主張して同居親が嫌悪感を訴える場合

面会交流が当事者間で話し合いができず、調停等に持ち込まれる場合には、同居親が、別居親のいわゆるパワー・ハラスメントやモラル・ハラスメント等の精神的虐待があり、別居親との接触が負担であることを根拠として面会交流に消極的になってしまうケースがある。このような場合には、前記(ア)に記載の通り、受任に際して、同居親に裁判所の面会交流に対する考え方等を説明するとともに、代理人として、一定の考え方を示し、理解を求めておくことが有用である。

ただ、この場合においても、子の利益を最優先とすることは必ずしもすぐに別居親の要求のままに合わせなければならないということではないから、同居親に代わって、別居親、別居親代理人、家裁など手続きの関係者等に対して、親子関係が継続的な関係であって、子どもの成長や心理の変化などの複数の要素があることから面会交流も流動的なものであることを前提に、具体的には、当該事案では何が支障となっているのか、その支障を回避しつつ子どもの利益となる面会を実現するためには何が必要なのかを、説明し、配慮を求める。

一方で、同居親の中には、面会交流の必要性は理解しているが、子どもが自らの意思で会いたいと言い出せば妨害するつもりはないが、積極的に設定する必要性を感じないし、希望したときは子どもの意思に任せるという考え方を有する者

も少なくない。この場合にどの程度、積極的に面会交流の必要性を理解してもらうように代理人として働きかけるかは、同居親との信頼関係にもよる。

本来、面会交流の実施が適切な事案においては、別居親との面会交流は子どもの成長において重要である以上、早期に同居親が面会の実現に向けて積極的な一歩を踏み出すことが望ましい。しかし、同居親代理人が焦って強く説得すると前述の信頼関係の破壊につながり代理人としての役目を果たし得なくなる時もある。代理人としては、同居親に対し、現状の家裁の方針を説明し、冷静な理解を求めるとともに、親ガイダンスにつなげたり、子どもの状況を客観的に把握するためにも、家裁調査官の調査等を求めることが適当である。

ただ、子どもが乳幼児であって、同居親が面会交流に同行しなければならないかどうかだけが問題となるケースについては、同居者がどこまで立ち会えるのか、同居親の立会いができないのであれば、第三者の立会いが可能なのか、その場合の場所や時間帯等を検討することが求められる。

④ 同居親の親族が別居親に対して拒否的で、それに同居親が従うような場合

同居親が子どもを連れて実家に戻り、そこで生計を支えてもらっているような場合には、同居親の親（子どもにとっての祖父母）の意向に逆らえないという構図ができてしまっていることがある。そもそも、同居親が心理的に親から自立できておらず、離婚の原因も夫婦の問題に親が介入したことにある場合もある。このようなケースでは、同居親代理人からすれば、面会交流の実施を説得すべき相手が増えることとなる。

特に問題なのは、親族は調停の当事者ではないことから、調停委員や家裁調査官、裁判官等の面会交流に関する考え方について直接説明を受ける立場にないことである。依頼者及びその親族次第ではあるが、必要に応じて、当該親族にも代理人との打合わせ等に立会いを求め、上記裁判所の面会交流に関する考え方について代理人より説明し、粘り強く理解を求めるしかないと思われる。同居親代理人としては、なし得ることには限度があることを認識し、司法手続き以外に面会交流の実施に関わる第三者機関や、心理の専門家等と適切に連携していくことが望ましい【事例4、14】。

⑤ 子どもが面会を拒否している場合

本調査研究においても、多くの事例で、子どもが面会交流を拒否しているという主張がなされていた【事例3、7、10、12、13、19】。かように、子どもが別居親との面会交流を拒否していると主張される場合は多いが、同居中の子どもと別居親との親和性の程度などによって、対応は異なってくるものと思われる。

そのため、代理人としては、婚姻（同居）中の別居親と子どもの関係を把握しておかなければならないが、別居親が、経済面以外、ほとんど子の監護養育に関与していなかった、あるいは、そもそも一緒に暮らした経験がない場合と、別居

親が子の監護教育に実質的に相当程度関与していた場合には、当然ながら面会交流の出発点は異なってくる。

- a 婚姻期間中に、別居親と子どもに同居の期間がなかったとか、別居親が多忙等の理由でほとんど接触がなかったにもかかわらず、子どもが完全に別居親を否定し、会いたくないと主張している場合、同居親の代理人としては、それ以上の介入は困難な場合もある。ただ、接触していないにもかかわらず、あるいは、接触がなかったために、子どもが別居親を拒否しているという事態を、本当にそのまま放置してよいのかという問題がある。そうした事態の放置は、将来、子どものアイデンティティに関わる問題を引き起こすこともある（子どもが成長してから自分が別居親を拒否したことに罪悪感を持つこともある。詳しくは第4-1-(4)-アを参照）からである。こうした問題については、同居親と十分な話し合いをする必要がある。

また、子どもの意思を確認する方法としては、子どもの年齢によっては、代理人が直接子どもの意思を確認することも可能な場合もあるが、同居親の理解を得るためには、家裁調査官による調査や、第三者機関（心理職等の専門家）、子どもの手続代理人等の利用が有益である。

- b 同居期間中に、すでに別居親と子どもの関係も悪化していたような場合、あるいは別居後、面会交流を実施していたにもかかわらず拒否をし始めた場合には、夫婦関係とは離れた親子関係独自の問題が潜んでいる可能性もあるため、子どもが会いたくないという意思に対しては、何が問題か、どのようにすれば関係性を改善できるのかということ、調停等を通じて両当事者間で検討していくこととなる。

特に、別居親と子どもとの関係性自体に問題があるのに、その問題を認識し得ていない場合の面会交流の要望に対して、同居親代理人としてどのように対応するかが問題である。同居していたが、別居親が過去に子どもにとって怖い存在でしかなかったというような事情があった場合、調停等の場で子どもの意思を説明し、別居親に事実を認識してもらうように求めていく。同居親及びその代理人からの主張では別居親が理解を得にくい場合には、家裁調査官や、必要に応じて、子どもの手続代理人制度の利用も検討すべきである。

- c 同居中には、父親と子どもの関係に特段の問題がなく、その後別居親との接触がなかったにもかかわらず、子どもが面会を嫌がっているという場合には、比較的問題がないのに同居親の思惑で面会交流が進まないと一般的に関係者は認識することになる。そして、相手方である別居親からすれば、子どもが嫌がっているはずがなく、納得しがたいと主張されることも多いと思われる。

このような場合において、まず、一般的に、子どもは両親が別居を開始した場合、その原因が自分にあるのではないかと不安になり、また、頼りにしなげ

ればならない監護者が心労を抱えていることをその表情から見てとるものであり、同居親が少しでも安心できるようにするには、どのような言動を取ればよいのかを感じ取って行動する。それを別居親からすれば、同居親がそう言わせていると受け止めることになる。夫婦が別居に至った以上、子どもが無意識のうちに、自分の居場所をつくることや、同居親を守りたいという心情から、別居親を否定することはあり得る。このことは、同居親側の代理人を担当する場合には十分に認識しておくべきことである。同居親が子どもに対して、面会交流を拒否させているわけでもなく、むしろ勧めていても、子どもが同居親を悲しませたくないことから、会いたくないと表明することがあること、そのような真意の抑圧が、将来的に、子どもと同居親との関係性に困難を来す原因となることがあることも認識しておかなければならない。

そして、このことは、同居親代理人からも一応説明したとしても、子どもの微妙な心理については、中立的かつ専門家の立場からの説明のほうがより適切かつ説得的な場合も少なくない。この点、家裁調査官による試行的面会交流において、同居親がいない場面における子どもと別居親の面会が順調であった様子や、本調査研究においても実施されている付添い型面会における子どもの様子の報告が有用である。ただ、同居親とすれば、会いたくないと拒否していた子どもが別居親と楽しそうに過ごしていたという報告を聞くと、裏切られた思いに至る場合もあり、同居親の表情からその感情を感じ取った子どもが次回の面会交流を拒否するということが多々あることに留意しなければならない。

イ 調停段階

(ア) 検討課題

家裁調査官が関与する試行的面会交流等や調停等を通じて面会交流が開始される方向に向かったとしても、具体的にどのような面会交流を実施していくのが相当かという点が重要であり、代理人としては十分な配慮がなされるように主張すべきである。

別居親の理解を得るため、ないし、同居親が面会交流の必要性を認識するために、家裁調査官による調査が非常に有用であるが、仮に実施されてもその報告書の内容を同居親が素直に受け入れられない場合や、調査官の意見として提示された条件では同居親の不安感が強く残る事案がある。また、試行的面会交流実施後に別居親がさらなる面会時間や頻度の増加を求め、それが同居親の負担となり、結果的に面会が実施し得なくなるという場合がある。さらに、面会交流自体を同居親が別居親との離婚を早期に決着したいということから子どもの意思を十分配慮しないまま応じることがある。

(イ) 支援

家裁調査官の報告書について同居親が納得出来ない場合、代理人としては、同居

親に対して、上記の調査結果の内容を説明するが、仮に調査報告書の内容に誤解があると同居親が感じる箇所があれば、同居親に寄り添って、事実誤認は指摘する。報告内容が面会交流を否定するものではない場合においては、可能な限り、どのような方策（回数、時間、場所等）をとることができるのか、より具体的な方法を検討し、同居親と子どもが面会交流について受け入れやすい方策を提示し、前向きに取り組むことができるかを検討する。

つまり、上記の経緯の中で、同居親や子どもが葛藤状況にある中で、面会交流が同居親及び子どもの負担にならないようなやり方を工夫することを提言することが代理人の役割と考えられる。たとえば、DV等が認められたような事案で、同居親において恐怖感が残る場合には、当面は同居親が別居親と顔を合わせることなく面会交流が進められる方策を選択するように主張すべきであろう。

面会交流審判において頻度等、受渡場所、受渡方法について審理不尽有事として、原審に差し戻された判例（東京高裁平成25年(ワ)第1205号決定判例タイムズ1393号233頁）がある。すなわち、「原審判が定めた面会要領の内、頻度や受渡場所、未成年者の受渡の方法は、その根拠となる情報等が明らかではなく、当事者間で協議したことが窺えず、妻が夫の同居中の暴力や言動を理由に恐怖心を強く主張しているにもかかわらず、未成年者の送迎時に顔を合わせるような受渡方法は無理があると判断し、夫が妻に対する暴力を否定していないのであり、第三者機関の利用などを検討すべきである。」という趣旨の指摘がされて、原審に差し戻されている。

さらには、受渡し時に同居親が別居親と直接に顔を会わせないような方策を採って面会交流が実施されるとしても、面会交流の前後においては、同居親（母親）の心理的な負担は少なからず認められることから、心情をケアできる心理の専門家の養成が不可欠であろう。

同居親が別居親に対して拒否的な心情にあって、心理的には多大な苦痛を感じつつも、家裁関係者等の説得に応じ、面会交流の必要性を理解し、やっとの思いで、子どもと別居親の面会交流の実施に応じることができた後に、一ないし二度うまくいったとして、別居親の要求がいきなりエスカレート（回数の増加や時間の延長）する場合がある【事例15】。

同居親が対応可能であれば問題はないが、高葛藤の関係にあった同居親からすれば、この別居親の自己中心的な言動こそが、同居親が従前から主張している精神的虐待（モラハラ・パワハラ）等の表れであり、自分の気持ちなど一切斟酌しないと感じられて、応じる気持ちを消失させることがある。数回の実施で急激な条件変更は困難であり、徐々に信頼関係を高めるべきことを説明し、別居親や関係者の理解を求めよう働きかける必要がある。調停が成立した後であった場合、当事者間での話し合いがつかないときには、再度の調停を申し立てることも検討すべきであろう。

一方で、同居親が離婚の成立を優先し、子どもの心情に留意せず、別居親と子ど

もの関係をそのままに、別居親から提示された別居親と子どもの面会交流の要望に応じてしまうことも皆無ではない。しかし、同居親が了解したとしても、子どもの心情を無視して拙速に実施することは子どもの利益に適うとは言えず、継続的な面会交流となり得ない。さらには、子どもの同居親への不信という新たな問題も生じさせることになりかねないことを同居親に理解してもらう必要がある【事例19】。

ウ 最後に

同居親の代理人としては、面会交流の合意形成のために、同居親を説得すべき場面もあるであろうが、同居親を追い詰めてしまうことになっては、結果的に面会交流の適切な履行につながらない。

家裁における試行的面会交流や、家裁調査官による調査の実施、子どもの手続代理人を選任して子どもの利益を主張してもらう等により、同居親が自ら納得するプロセスを踏むことが非常に重要である。

(2) 別居親代理人の立場から

ア 受任時

(ア) 方針の検討

同居親の子連れ別居の場合、別居親は、喪失感はもとより、不当に子どもとの関係を阻害されたという被害感情や同居親に対する怒りの感情を強く抱いている場合が多い（前掲片山・村岡編『代理人のための面会交流実務』15頁）。

特に、近時の若い夫婦の家庭では、共働きの増加といった家族関係の変化により、父母双方が子育てに甲乙つけがたく関与している家庭も少なからずある。かかる場合、同居親に子どもとの面会を制限されることの理不尽さに対する、別居親の怒りの感情はより激しくなりがちである。

そのような初期段階において、混乱状態にある別居親の心理状態には配慮しつつも、別居親の代理活動を受任するにあたり、弁護士としては、別居親が、子どもとの関係では何を最も優先したいのか、従前の家族関係が今後変化するのであれば親として子どもとはどのような関係を志向するのかにつき、真意を確認したうえで、その目的のためにはどうすればよいのか、つまり、子どもに対して親として何ができるのかについて、よく話し合う必要がある。

特に、その別居親が、別居前の監護状態などを具体的に確認すると、主たる監護者とはいいがたい場合に、子どもの引渡しなどの法的手続きをとるのかという点については、子どもに与える負担や、父母間の確執が今後の親子関係に与える影響などを想定して、十分協議する必要がある。

すなわち、子の奪い合い紛争過程のなかで、ともすれば、怒りの感情が先走り、自身の立場の正当化が自己目的化し、紛争を激化させてしまうことが往々にしてある。それが、当事者間の最低限の信頼関係維持が必要不可欠となる面会交流実施へ

の妨げとなる可能性がある。親として子の養育に実質的に関与していきたいというのが依頼者の真のニーズであった場合、手続選択によっては、それがむしろ阻害され、最悪の場合、子どもとの関係維持も実現不可能になるというリスクをはらんでいるからである。

実際、今回、研究対象とした事例の中には、別居親が、面会交流とともに監護者指定・子の引渡しといった法的手続きを1度ならず申し立てていた事案があった。その激しい紛争の中でも援助機関の援助を得つつ子どもとの面会が実施でき、子どもも別居親との面会を楽しむようになっていたにもかかわらず、別居親自身がその面会場面に父母間の深刻な紛争・葛藤状態を持ち込んだために、父母の関係性がより悪化し、援助中止に至った事例があった【事例16】。

確かに、法的手続きをとらざるをえない事案、紛争長期化を回避できない事案はある。また、紛争の渦中にあっても、子どもとの関係を、夫婦関係とは切り離し、面会中も、当該子どもの親として、適切な態度をとり続けることができる当事者も多く見受けられることは事実である。

しかし、これらの事実も、受任段階で、しっかりと親子関係についての依頼者の価値観について協議・確認し、依頼者・代理人間で共有しておくことの重要性を減じることはない。

さらに可能であれば、代理人から、面会交流・養育費の支払いの意義を含め、親権の帰趨ではなく子どもとの関係維持そのものの重要性や、離婚後であっても存続する親としての責任などについても確認し、できるだけ早期に交流実現への働きかけをするなどして、別居親の視点が、過去の関係の取戻しから将来の親子関係維持に向く土台を築いていくことが望ましい。

この点、別居前から、子どもの養育に実際に深く関与していた別居親ほど、より容易に早期に、子どもの利益のほうに目を転ずることができるようになることは、代理人として実感するところである。

(イ) 検討課題

子どもの利益に視点を置いた円滑な合意形成のためには、早期の段階で、当事者に親ガイダンス的視点が入っていることが望ましい。前記のように、代理人から親ガイダンス的な情報提供や意見交換ができればそれに越したことはないが、感情的になっている依頼者に対しては、まずは本人に寄り添う立場として、共感的に話を聴くことが優先であり、代理人から依頼者に対し、親ガイダンス的な教示ができるのはもっと関係性が構築されてからということが現実には多い。

当事者らが、弁護士のところ相談に来る前からインターネットなどで相当情報収集してくるのが近時の傾向であること、より手軽に秘密裏に情報収集できるのがインターネットであることにも鑑みれば、離婚に至るかもしれないというなかでの親の役割（面会交流のみならず養育費支払いについても）に関するインターネット

を使った啓蒙・情報発信はもっと積極的に検討されるべきと思われる。

また、弁護士から依頼者に対し、「調停が始まるまで少し時間があるので、その間にこういうところに行ってみたら」と促すことができるような良質な親ガイダンスのワークショップ（各地の家裁で実施されつつある親教育プログラムも含め）の実施やその情報の集積は、親の視点を早期に子どもの利益に向けさせ紛争激化の抑制にも有用と思われるため、その普及を急務とすべきであろう。

夫婦関係は離婚に向かうとしても、将来に目を向けた協議を進めるためには、できるだけ早い段階で、親子間の定期的な面会が実現されることが、別居親を安心させ、被害者意識を減じることにもつながり、望ましい。そのためには、同居親が、別居親による連れ去りの心配や、心理的DV事案など当事者間の直接のやりとりをせずに安心して面会させることが可能となる、同居親からの暫定的な監護者指定や援助機関を利用した暫定的な面会についての審判など、これを支える裁判実務運用のあり方の検討も必要であろう。

イ 調停段階

調停が開始する、あるいは、暫定的・試行的面会交流が実施されるにつれ、当該当事者間の固有の面会交流阻害要因が次第に顕在化してくることになる。

現実には、阻害要因は複合的に相互に絡みあっていることが多く、一つの原因に帰責しうるほど単純ではないが、主たる原因が別居親にあると思われる場合、あるいは、別居親の対応にも改善できる点があり、それが関係性の改善に資する可能性がある場合には、代理人としては、その払しょくに努めることになる。

以下、前記第4-1の類型に従い、検討していく。

① 同居親より、別居親によるDVが原因と主張されている場合（第4-1-(2)-ア)

DVが主張され、別居親がそれを否定している場合、その事実存否の確定に固執し、面会開始が遅れることは別居親にとっても望ましい結果とはならない。

それが真実であるか否かという点にとらわれるよりも、面会の早期実現のためには、DVの主張がある事実を受け止め、その主張が仮に真実であったとしても、安全に面会を実施する具体的方法を、同居親に対して提示する必要がある。この点、受任段階において、代理人・依頼者間で価値が共有できていれば、別居親が、紛争の中で自己の主張の正当化にのみにとらわれているように見受けられる場合でも、別居親の気持ちの揺れを受け止めつつその旨指摘して、別居親に本来のニーズを想起させることが可能になるとと思われる。

別居親の気持ちが真のニーズに立ち返ることができれば、子どもの利益に資する面会実施に向けて、その阻害要因を一つ一つ解消するため、別居親として何ができるといふ視点にシフトさせて、議論することが可能になるとと思われる。

現実には、費用の問題はあるものの、援助機関の短期援助の利用などを提案する

ことも考えられる。

② 別居親の性格、行動傾向が子に与える影響が問題とされている場合（第4-1-(2)-イ）

同居親がどのように主張しているか、あるいはDVと評価できるかどうかはさておき、今回の研究対象が、援助機関を利用することになったケースということもあるのか、研究報告のなかには、別居親が、感情コントロールやコミュニケーションにおける問題を抱えていると思われる事例が少なからず認められた。たとえば、別居親が、同居親代理人に対し、侮辱的メール攻撃を激しく行っていた事例【事例1】、思いどおりにならないと興奮して援助機関の担当者に対して怒鳴り騒ぎだすため、最終的には支援を継続できず支援終了に至った事例【事例13】、すぐに感情的になり調停条項についても自己に都合のいい解釈を要求してきた事例【事例15】、援助機関でドアを蹴りつけ、大声を出すなど暴れだした事例【事例21】などが報告されていた。

上記研究対象とした中でも、別居親代理人が援助機関と連携・協力し、相当根気強く別居親支援に関与している事案があり【事例13】、また、代理人同席をFPICから求めていた事例もあった【事例16】。

しかし、前記のような傾向が重篤になってくると加害者プログラム⁹やアサーショントレーニング¹⁰など専門的な心理的支援も必要である。実際、弁護士間では、そのような専門家の情報を求める声も多く聞かれるところであり、信頼できる専門家との連携・情報の集積が急務となっている。

他方、別居親が自身の問題を自覚していない場合には、かかる支援機関につなぐには、委任関係で動く代理人としての限界もある。実際、FPICが援助している間に、別居親とその代理人との関係が危機に陥ったと思われる事例も見受けられた【事例15】【事例16】。かような場合、依頼者を適切な支援につなぐためには、代理人が、裁判所、調停委員、家裁調査官、支援機関等、外部から依頼者に影響を与える関係機関と協働・役割分担できることが望ましい。

もっとも、家事事件手続法制定後の手続き透明化の影響もあり、当事者にとっては不透明と映りがちな、代理人と家裁調査官等裁判所側との協働関係が築きにくくなっているという現状がある。当事者あるいは親子が抱える、感情コントロールや関係性の問題は、外部からは容易に把握しにくいという特徴があるため、これらの

⁹ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」25条に規定される、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため」、「加害者の更生のための指導」を実施するプログラム。なお、第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月）では、「社会内での加害者更生プログラムについて、その効果的な実施方法を含めた調査研究を実施する」とされている。（「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業布告書」（平成28年3月）内閣府男女共同参画局参照）

¹⁰ 自分の考えや気持ちを捉え、それを正直に伝え、かつ相手の反応を受け止めることにより、自己も相手も大切にすること、自己表現を身に着けるためのトレーニング（平木典子『アサーション入門 自分も相手も大切にすること自己表現法』講談社現代新書2012参照）

問題点を、的確に、かつ客観的に把握して、事情に即した合意や適切な支援につなぐためには、少なくとも半年程度、試行的な面会を継続し、その面会状況の観察・報告により、本人が否定できない形で本人の問題を顕在化することができるシステムがあることが望ましい（前掲片山・村岡編『代理人のための面会交流実務』40頁）。

そのような中期的な試行的面会制度の構築が困難であれば、実際に調停条項に従った面会をしてみたところ浮かび上がってきた課題を解決するために、再調停を利用することもより柔軟に検討されるべきであるし、当事者の利便性を考えれば、それに代わる、より簡易かつ柔軟な合意形成支援（たとえば、弁護士会のあっせん仲裁といった民間ADRなど）手段も多様化されるべきであろう。

③ 面会の具体的方法につき合意できない場合（第4-1-(3)）

別居親が、面会の回数、時間等具体的な方法にこだわって面会ができないという場合、別居親代理人としては、あくまで暫定的なものであることを同居親やその代理人、裁判所にも明示するなどして、とにかく早期に面会開始に向けて踏み出すことを説得していくことになるだろう。

一般に、面会開始時期が遅れば遅れるほど、面会の現実の実施は困難になっていく。まずは、現実の親子のふれあいを通じ、別居親が子どもを見捨ててはいないこと、関係維持を望んでいることを、早い時期に、子どもに実感してもらうことが、条件にこだわるよりも重要である。

④ 子の拒否が障害となっている場合（第4-1-(4)）

研究報告のなかでは、中長期分離後の子どもからの面会拒否事例が少なからず報告されていた【事例3、4、12など】。

かかる事例では、別居親の被害感情や同居親に対する非難の激化、子どもの切り捨てなどが起こりがちである【事例12】。

そのような事態に至る前の早期面会の実現が望ましいが、ある程度年齢の高い子どもに対してであれば、親の離婚等に関する中立的な情報の早期提供（養育支援研究会「子どものためのハンドブック 親の別居・親の離婚」¹¹など参照）、子どもが安心して中立的な第三者に相談することのできる相談機関の紹介など（前記パンフレット末尾記載等参照）、子どもが、独自の立場で親の離婚を一步引いてみるような支援を、別居親の代理人に限らず、周囲の大人が心がける必要がある。

他方、すでに子どもが強く別居親を拒否するような状態に陥ってしまっている場合、別居親代理人としては、ともすればあきらめて子どもを切り捨ててしまいがち

¹¹ 下記 URL 参照

http://youikushienseido.muse.weblife.me/_src/sc583/90e82cc95ca8b8f81e90e82cc97a38da5815b8e982c782e082cc82bd82df82cc83n839383h83u83b83n81i83c838983x83g93fc82e881j8aae90ac94c5.pdf

になる別居親の心理を支えつつ、別居親の視点をより中長期的な子どもの利益に向けさせる必要がある。

曲がりなりにも面会が実施できる事案においては、子どもが別居親との関与を心地よく思えるような面会方法の模索、面会が困難になっている事案では、関係開始という目標に向かうために、子どもにより負担のない方法で愛情を伝えていく方法を、別居親に寄り添いつつ、ともに考えていく姿勢が重要となる。

子どものニーズをより中立的直接的に別居親に伝えてもらうために、子どもの参加・手続代理人選任の上申をすることも別居親代理人の選択肢の一つとなろう。

また、別居親との面会実施により、同居親の影響の有無を問わず、一時的に不安定になることが予想される子どもの心理面を、単に不安定になるからとして面会自体を否定するのではなく、より長期的な子どもの利益という視点で、サポートしてもらえる心理・医療の専門家の育成・連携も急務である。

⑤ 養育費等経済的な問題が介在する場合（第4-1-(7)）

養育費支払義務の履行は、面会交流と交換条件ではないというものの、子どもの最善の利益にとって両輪であることは否定できない。

報告事例のなかにも、援助機関利用費用の一部負担や交通費負担自体が、養育費の低廉さも相まって、面会交流実施に対する同居親の心理的障壁となっている事例もあった【事例6】。特に、ある程度年齢の高い子どもに対しては、それが世帯分離に伴うものであったとしても、離婚に伴う生活水準の切り下げが、自身の不遇感につながりやすく、面会拒否に結び付くことも少なくない。

世帯分離に伴う生活水準の必然的な低下については、丁寧に説明をして理解を求める必要があるものの、できるだけ、子どもが、従前の生活を維持できるよう、別居親としても努力するつもりであることを示すためにも、金額の折り合いがつくまでは相当額の婚姻費用を支払うなどして、親としての責任と誠意を示すよう、別居親代理人としても別居親とよく協議する必要がある。

ウ 合意段階

調停等において、合意を形成する場合、合意形成後の実施、すなわち代理人の手を離れた後の実現を具体的に見据えた合意内容にするよう心がける必要があることは言うまでもない。

当事者が直接やりとりをすることになっているものの当事者間の葛藤が高く日程調整にも困難が予想されるような場合には、間接強制による履行確保を意図するか否かはともかく、葛藤回避のために、ある程度、定型化した日時（例えば毎月第2日曜日など）にて合意しておかざるを得ないこともある。

しかし、援助機関を利用する場合には、硬直的な条項であるとかえって援助が難しくなるようであるため避けるべきである（前掲片山・村岡編『代理人のための面会交流実務』77頁）。

別居親自身が感情コントロールやコミュニケーション能力に問題を抱えている場合、調停等で一応の合意ができたとしても、代理人として、その後の支援継続の必要性は高い。

支援機関においては、当事者と直接連絡をとるとというのが基本スタンスと思われるが、事案によっては、援助機関における面会交流が軌道に乗るまでの期間は、代理人に当事者と支援者間の連絡調整役を要請することもあるようである（前掲片山・村岡編『代理人のための面会交流実務』77頁）【事例16など】。

かかる要請が援助機関からあった場合には、別居親代理人としては、積極的に連絡調整役を果たすべきであろう。

エ 今後の課題

前記のとおり、当然のことながら、別居親代理人も、別居親を支えるため一定の役割を果たすべきであるが、一方的な主張だけをしていけばよいというものではない。

その際、当事者にとってより有用と思われるのは、早期の親ガイダンスとともに、当事者自身により近い立場から寄り添うことができる当事者団体の情報・支援である。同居親の心情理解やその表現方法、子どもへのかかわり方といった、将来の新たな関係性構築に向けた、より具体的かつ当事者目線の有用な情報（例えば、「こういう同居親に対する気配り、言葉かけによって、面会を円滑に実施できるようになった」という体験談を語り合うなど）や、親子キャンプなどの自然な子どもとの関わりを機会を提供する当事者団体の情報・支援提供は、当事者にとっては心強く、非常に有益と思われる。

また、近時、特に問題となっている子ども自身の面会拒否に対し、子どもの中長期的な利益という観点を踏まえて現実的に対応するためには、米国の NCMEC (National Center for Missing & Exploited Children) といった団体のように、長期分離されていた別居親と子どもとの関係性の再構築を支援する専門機関も必要となる。

そのような支援を提供する団体や専門家の育成とともに、その正確な情報が代理人や裁判所に十分に共有・蓄積され、連携の上、当事者及び子どもに適切な支援が提供されていく基盤が充実する必要があると思われる。

もっとも、当事者自身がその必要性を感じていない場合には、支援機関につなぐ、あるいは、その支援機関との関係で有効な支援を得ることは困難であると思われる。かかる場合には、面会交流審判で第三者機関の利用が命じられているように、その他の支援機関の利用をも審判にて命じることも検討されてしかるべきであろう。

(3) 子どもの代理人の立場から

面会交流が問題となっている調停又は審判において、当該子どもに弁護士が代理人として選任されることがある。そのような子どものための代理人を、「子どもの手続代理人」と呼んでいる。ここでは、子どもの手続代理人が、父母間の面会交流に関する合意形成に

において、どのような役割を果たしうるかについて検討する。

ア 「子どもの手続代理人」とは

子どもの手続代理人制度は、平成25年から始まった新しい制度である。未だ一般には馴染みが薄いため、最初に、制度の概要について説明したい。

(ア) 子どもの意思の尊重

家裁は、子どもがその結果により影響を受ける家事事件の手続においては、子どもの意思を把握するように努め、子どもの年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない（家事法65条、258条）。また、一定の事件については、15歳以上の子どもの陳述を聴取しなければならない（家事法152条2項、169条1項、169条2項、175条2項、236条1項等）。これらの規定は、子どもの意見表明権を家裁の視点から具体化するものであり、極めて重要な意義を有している。

しかし、このように子どもは意思を把握され、陳述を聴取される客体の地位にとどまるばかりではない。子どもは、一定の事件においては手続行為能力があるものとされ、意思能力があれば、手続主体となって手続に参加（広義のもの。以下、特に断らない限り同様。）することができる。そして、手続に参加した子どもに対しては、裁判長が必要と認める場合に、弁護士が手続代理人に選任される（国選。家事法23条1項、2項）。また、子ども自身が弁護士を選任することもできる（私選）。こうして選任されるのが子どもの手続代理人である¹²。

(イ) 役割と有用事案の類型

子どもの手続代理人の役割については、家裁調査官の役割との異同が明らかでなく、実際にどのようなケースで活用できるのかが分かりづらいとの指摘もあった。そこで、この点について日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）と最高裁判所（以下「最高裁」という。）との間で議論を重ね¹³、その成果を日弁連において2015年7月31日付「子どもの手続代理人の役割と同制度の利用が有用な事案の類型」（以下「有用な類型」という。）¹⁴としてまとめている。「有用な類型」では、子どもの手続代理人の役割及び制度利用が有用な事案の類型が、以下のとおり整理されている。

¹² 制度の詳細については、池田清貴「子どもの意思の代弁～家事事件手続法における子どもの手続代理人」二宮周平・渡辺惺之編著『離婚紛争の合意による解決と子の意思の尊重』（日本加除、2014）65頁参照。

¹³ 日弁連と最高裁との間の民事司法制度改革に関する協議会・子どもの手続代理人制度の充実部会（平成26年10月から平成27年7月）。

¹⁴ 池田清貴「子どもの手続代理人制度の充実」『自由と正義』67巻4号58頁に全文を掲載。同書は、最高裁も実務の参考になるものとして各家裁に送付し、関係職員への周知を求めている。

【子どもの手続代理人の役割】

- ① 子どものための主張及び立証活動
- ② 情報提供や相談に乗ることを通じて、子どもの手続に関する意思形成を援助すること
- ③ 子どもの利益に適う合意による解決の促進
- ④ 不適切な養育等に関する対応

【子どもの手続代理人制度の利用が有用な事案の類型】

- ① 事件を申し立て、又は手続に参加した子どもが、自ら手続行為をすることが実質的に困難であり、その手続進行上の利益を実効的なものとする必要がある事案
- ② 子どもの言動が対応者や場面によって異なると思われる事案
- ③ 家裁調査官による調査の実施ができない事案
- ④ 子どもの意思に反した結論が見込まれるなど、子どもに対する踏み込んだ情報提供や相談に乗ることが必要と思われる事案
- ⑤ 子どもの利益に適う合意による解決を促進するために、子どもの立場からの提案が有益であると思われる事案
- ⑥ その他子どもの手続代理人を選任しなければ手続に関連した子どもの利益が十分確保されないおそれがある事案

イ 子どもの手続代理人による合意形成支援

(ア) 子どもの「真意」について

面会交流の事案においては、同居親は、子どもが別居親と会いたくないと言っていると主張し、別居親は、それは同居親が子どもにそのように言わせているからだと言っていると主張することが多い。こうした争いにおいては、子どもの「真意」がどこにあるのかが問題とされる。そして、同居親は、どれだけ子どもが別居親と会いたくないと言っていると主張しても信じてもらえないと感じ、子どもの手続代理人を通じて子どもの「真意」を主張してもらいたいと考える。他方、別居親も、自ら子どもと会って確かめることができないため、子どもの手続代理人を通じて子どもの「真意」を知りたいと考える。このようニーズのもとに子どもの手続代理人の選任が検討される。

しかし、「子どもの真意を聴き出す」というアプローチの仕方は、子どもの手続代理人の役割論からすると、いささか疑問がある。

そもそも、子どもの手続代理人は子どもの代理人であって、子どもの手続行為を代理することが本質的な役割である（「有用な類型」の役割①）。その役割を果たすために、手続の進行に応じて子どもと打ち合わせをし、子どもが置かれている状況について客観的に説明をしたうえで、依頼者である子どもの意思を正確に把握しなければならないことは当然である。しかしそれは、偽りの言葉の裏に隠れた「真意」を聴き出そうとするような活動ではない。あくまで主体は子どもであり、子どもの意思に寄り添うことが求められる。

また、子どもとの打合せは、継続的かつ相互的な関わりである。情報提供や相談

に乗ることを通じて意思形成を援助することもある（「有用な類型」の役割②）。その意味では、子どもの「真意」といっても、その時々で変わり得るものであり、子どもの手続代理人は、その都度それに応じた活動を展開することとなる。

さらに、子どもの手続代理人は、子どもの利益に適う合意による解決を促進するために、父母に対する働きかけをする場合もある（「有用な類型」の役割③）。たとえば、子どもが口には出せないが同居親の強い影響下に置かれていることが分かれば、その心情に配慮しつつ、同居親に対して必要な働きかけをするだろう。また、別居親に改善してもらうべき点があるならば、別居親に改善を求めつつ、子どもに対しては面会を後押しするような前向きな働きかけをするだろう。あるいは、子どもの状態が面会の実施に耐えられないものであれば、面会の制限について提案することもある。このように、子どもの手続代理人の関わりは、ある意味で創造的な作業であり、どこかにはあるはずの子どもの「真意」を探求するというものではない。

こうした子どもの手続代理人の活動のスタンスは、必ずしも、子どもの「真意」を知りたいという当初の父母のニーズに応えるものではないかもしれない。しかし、それとは位相の異なるニーズ、つまり子どもの利益に適う合意による紛争解決というニーズに応えるべく、子どもの手続代理人は尽力しているといえるだろう。

(イ) 具体的事例

面会交流の調停や審判で、子どもの手続代理人が選任されたケースは未だ少ないようだ。もっとも、離婚調停で親権が争われているケースや、監護者指定の調停などで、面会交流の条件について話し合うことも多く行われている。むしろ、別居親からすれば、子どもとの面会交流が確保できるからこそ、同居親に親権・監護権を譲る余地もあるのであって、面会交流に関する合意の必要性は高い。そこで、離婚調停や監護者指定の調停において選任された子どもの手続代理人が、面会交流の合意支援も行っているというケースは多いように思われる。

守秘義務の関係上、具体的事例が公表されることは少ないが、子どもの手続代理人が子どもの声を聴き、それらを父母に伝えることにより、面会交流の実施又は制限に関して、あるいは実施する場合の条件等について、父母間の合意形成を支援したとの報告もなされている。

なお、監護親の変更及び面会交流条件の調整を申立て内容とする ADR 事例では、子ども 2 人にそれぞれ別の子ども代理人が就き、子どもの意見や監護の状況を関係者に伝え、一定の合意形成に貢献した【ADR 事例 2】。

ウ まとめ

上記(1)や(2)で述べられたとおり、同居親の代理人も別居親の代理人も、子どもの利益に適う合意による解決のために尽力する。そして、多くの事例では、そのような解決がなされる。しかし、父母の代理人は、弁護士として依頼者の意思を尊重して職務を行うべき義務がある以上、子の利益の観点から依頼者を説得するにも自ずと限界が

ある。無理をすれば解任されることにもなりかねない。

そのような場合でも、子どもの手続代理人という第三者的立場にある弁護士が、父母及び父母代理人の立場も理解しながら（子どもの手続代理人となる弁護士は当然父母代理人の経験もあるだろう）、両者の間を取り持って、子どもの利益に適う合意を導くことができる場合もある。今後、合意による解決のプロセスが行き詰ったケースなどにおいて、選択肢の一つとして大いに活用されることが期待される。

※ 子どもの手続代理人の報酬問題

子どもの手続代理人の報酬の問題も議論を進める必要がある。現在、私選の子どもの手続代理人については、報酬の制度的手当はない。また、国選の子どもの手続代理人の報酬は、子ども本人が負担することはないまでも、一般的には親が負担することとなるため（家事法28条2項）、選任が躊躇されている実態がある。そこで、広く子どもに法的支援を届けるため、子どもの手続代理人の報酬を公費で負担するよう法改正が検討されるべきである（日弁連2012年9月13日付け「子どもの手続代理人の報酬の公費負担を求める意見書」参照）。

4 父母間の合意形成が困難な場合における子どもの受ける影響

ここまで面会交流の実施に向けて父母間の合意形成が困難な諸要因を類型化し、各類型に対応する支援上の留意点等について整理してきた。ここで、合意形成が困難な場合というのは、子どもの立場から見れば父母が紛争状況にあるということになるので、本項では、その場合における子どもの受ける影響について、子どもの発達段階を基軸に考察する。

(1) 子どもの発達段階について

この項における子どもの発達段階の区分については、小澤真嗣の研究¹⁵の表4を引用する（本項末尾に別紙として添付）。すなわち、①乳児期（0歳～1歳半）、②幼児期前半（～3歳）、③幼児期後半（～6歳）、④学童期前半（～9歳）、⑤学童期後半（～12歳）、⑥思春期（～15歳）とした。今回の調査研究における面会交流の援助対象は、小学生までとしたので、思春期以降の子については、本調査研究の対象外となる。

(2) 父母の離別や紛争を経験する子どもの心理

子どもが父母の別居、離婚等の紛争を経験したときの心理については、前掲表4並び本研究におけるセミナー及びミニクラスで使用した教材¹⁶に、発達段階ごとの説明（資料4「子どもからのお願い」23頁）があるが、要約すると次のとおりである。

¹⁵ 小澤真嗣「家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査」『家裁月報』61巻11号2009 41頁

¹⁶ かるがも相談室編著「子どもからのお願い」かるがも相談室 2016（資料6）

乳児期（0歳～1歳半）	不安、怖れ、愛着形成の不全 食事・睡眠・排泄の乱れ、人見知り
幼児期前半（～3歳）	分離不安、父母の緊張・怒り・暴力に過敏
幼児期後半（～6歳）	怒り、見捨てられ不安、自責、和合空想
学童期前半（～9歳）	怒り、忠誠心葛藤 自責感情の封じ込め、悲哀の否認
学童期後半（～12歳）	怒り、忠誠心葛藤 巻き込まれ（親子の役割逆転、他方の親に敵意）

(3) 乳児期・幼児期前半の子どもが受ける影響

ア 父母との離別の影響

乳児期から幼児期前半にかけては、子どもの発達上、養育者との情緒的な結びつきや愛情のきずな（愛着）を形成し、他者に対する基本的信頼感を獲得する時期である。子どもが心身ともに健やかに育つためには、無条件の愛情に包まれ、全幅の信頼のもと子どもが安心して親に甘えられる関係が育まれること（愛着形成）が必要である。この時期に子どもが父母の離別を巡る紛争下に置かれると、子どもの養育環境は大きく変わることになり、養育者との愛着形成が不十分な状態となることが懸念される。

同居親（母）が乳児期のA男を連れて別居、その後母親が婚姻費用分担と離婚の調停を申し立てた事例では、別居親（父）がA男と面会交流をすることを条件に離婚が成立し、養育費についても合意が成立した。面会交流に関しては、当初2年間は年2回、その後は年3回の頻度で、FPICの付添い型援助で実施することになった。初回の面会交流では、初めA男が別居親（父）を「怖い」と言い、遊ぶことに抵抗を示したものの次第に交流が持てるようになった。ところが、次の回になると再びA男が父親をこわがったために面会ができず、その後面会交流は中断した【事例4】。

この事例の特徴は、①同居親（母）が祖母から自立できず、面会交流時も祖母が同道したこと、②別居親（父）の単身赴任期間が長かったためか、夫婦間のコミュニケーションが十分でないこと、③子どもに別居親（父）の記憶がないことなどである。面会交流場面では、別居親（父）は自分のことを子どもに「おじさん」と称していた。

また、父母同居中に母親が婚姻費用分担を申し立て、婚姻費用の決定後、母親が乳児期のB子連れて別居した後、別居親（父）が面会交流調停を申し立て、これに対して同居親（母）が離婚調停を申し立て、離婚調停は結局不成立となった事例がある。この事例では、その後、同居親（母）が離婚訴訟を提訴し、和解で離婚が成立し、面会交流については年8回、援助機関を利用して実施することとなった。この事例の特徴は、養育費と面会交流のせめぎあいとなったことである。父母ともに金銭面

へのこだわりが強く、母親は面会交流の回数と養育費の金額に納得できない気持ちを持ち続けた。このため、母親は、面会交流場面では父子の交流が普通にできているのにもかかわらず、その状況を評価しようとせず、結局金銭問題の争いに終始した【事例6】。

以上【事例4】、【事例6】ともに離別後の親子関係の再構築が課題となる事例である。2例とも面会交流は中断という結果になったが、同じように父子の関係が希薄であった事例では、援助者が意識して別居親（父）に向かって「お父さん」と呼びかけて接した。たとえ父子の生活関係が希薄であっても、乳児期又は幼児期前期から面会交流が繰り返して実施されるうちに、子どもも成長して保育園に入り友達ができる時期になると、父親を認識するようになる。援助者は、その時期を待って粘り強く子どもの別居親（父）が父親であるとの認識が持てるようアプローチしていくわけである。

【事例6】のB子の場合は、面会交流時の父子関係は特に問題はなかったが、同居親（母）が別居親（父）とB子の面会交流を受け容れることができなかったために、結局B子と父親の愛着関係が築けなかったものと見られる。

ところで、近年、子どもの不安定な言動に、すぐ発達障害を疑う傾向にあるが、その前に子どもの愛着形成について振り返ってみる必要があると考える。脳科学者の澤口俊之¹⁷によれば、発達障害は脳機能障害なので、8歳未満であれば改善できること、また、発達障害にはリスク要因があるので、そのリスク要因を減らすことで発達障害を予防できるという。詳細は原著に譲るとして、予防策の多くは、乳児を育てるあたり前の対応（母子のスキンシップを頻繁にする、母乳で半年以上育てる、よい食事が重要等）が健全な愛着形成を育む基本にあるという。そして、家庭内不和や離婚は、子の脳に悪影響を与えると澤口はいう。このような考え方を父母の離別等紛争下に置かれた子どもに当てはめてみると、それまで健康に育ってきた子どもでさえ発達障害に似た行動が生じる可能性があることが推測される。父母の離別を経験している子にとっては、これを防ぐためには、子どもが幼ければ幼いほど愛着形成の機会を意識的に作る必要があり、離別した父母の子どもにとって、面会交流は、そのよい機会になると考えられる。

イ 離別以前の親子関係の影響

本調査研究の対象事例においては離別前の親子関係の情報は少なかったが、その情報を精査してみると、乳児期から幼児期前半にかけての子どもの事例については、離別前の別居親との関係が良好と考えられる事例はほとんどなく、同居期間中から別居親との関係がほとんどないまま父母が離別している事例や、関係があったとしてもそれは短期間で、関係が良好でなかった事例などで、離別後も、離婚問題等の紛争が続

¹⁷ 澤口俊之『発達障害の改善と予防』小学館 2016 73頁～80頁

いていた。すなわち、父母の離別前からの葛藤状況が離別後も引き続き、子どもは、愛着形成を築くことが難しい養育環境に置かれていた事例が多かった。このような事例に対しては、子どもの受けるマイナスの影響を最小限に食い止めるために、援助機関が、子どもの状態や心情に対する細心の配慮をし、親に対するていねいな親ガイダンスをするなどして、子どもにとって安心できる環境を整えていくことによって、子どもの愛着形成が醸成されていくと考えられる。

長年子宝に恵まれなかった父親がうつ病を発症し、地方に単身赴任した。この間に母親が妊娠し、C男が出生した。同居親（母）と別居親（父）とはC男が乳児期に別居し、C男が10か月の時に親権者を同居親（母）として協議離婚した。しかし、その後同居親（母）が面会交流を拒否したため別居親（父）は面会交流調停を申し立てた。調停は不成立で審判に移行し、審判で援助機関を活用した面会交流が命じられた。同居親（母）は抗告したが、棄却となり同居親（母）は、面会交流の実施を覚悟した【事例1】。

この事例の特徴は、別居親（父）がC男の出生後、C男との接触がほとんどなく母子と離別したが、別居親（父）のC男に対する執着が非常に強かったことである。ようやく生まれたC男を、別居親（父）は、自分の分身のように考えていた。父母の離別前にC男と別居親（父）との関係性はほとんどなかったが、FPICでの援助開始後、援助者が出産後の同居親（母）の危機的状況（産後クライシス）について専門的に説明したことを契機に、別居親（父）が同居親（母）へのいたわりの気持ちを吐露し、同居親（母）に対する態度に変化が見られた。また、当初、別居親（父）との交流に拒否的であったC男が、保育園入園後、他児の父親の存在に関心を持ち始め、優しい別居親（父）を期待するようになった。これらの変化を援助者が見逃さず、母子と別居親（父）との交流方法を工夫するなどを通じて、C男は別居親（父）との交流を楽しむようになった。

離別前の親子の生活関係がほとんどなくても、父母ともに子どもの成長を大事に思う気持ちがあり、お互いが子どもの父親であり母親である立場を尊重し合えるようになれば、子どもが乳児期又は幼児期前半であれば新たな親子関係が生まれ易く、関係性が深まり、愛着形成を促す機会が生まれる。このような親子の関係性の改善を見据えながら、面会交流の支援を行なうことも、援助者ないしは援助機関の役割であろう。

また、発達障害のあるD子が幼児期の早い時期に父母が離別し、2歳時に調停離婚した事例がある。この事例では、離婚の際、原則月1回の面会交流のみ定めたが、自力実施が難しく、弁護士の勧めでFPICを利用することになった。同居親（母）には、両親（祖父母）からの自立の課題がある一方、別居親（父）は杓子定規な面があり、思い通りに行かないと怒鳴るので、音に敏感なところのあるD子は、離別前から父を怖れていた。当初の面会交流では、子どもはしだいに別居親（父）との交流を楽

しむようになったものの、別居親（父）からの過度の要求が出始め、援助が中断したため、同居親（母）が再調停を申し立て、改めてFPICの付添い型援助を継続することで調停が成立した。援助再開後、援助者は、子どもの意向を聞いて面会交流の場所を設定したり、別居親父に対して発達障害の子への対応について丁寧に解説し、子どもの気持ちを尊重することを第一に考えて面会交流を実施することを促す親ガイダンスを行なった。別居親（父）は次第に援助者の姿勢を信頼するようになった。同居親（母）が別居親（父）の変化を認め始めた頃、同居親（母）は子どもの病気に無理解な祖父母と別居し、別居親（父）と相談しながら子育てをしたいと決意し、面会交流を自力実施する方向で動き始めた【事例14】。

この事例の特徴は、父母の離別前から父子関係は決して良好といえず、同居親（母）にも祖父母から自立したい気持ちがあり、父母ともに子どもの親となることの課題を有していた。FPICでの援助は、紆余曲折した面があるものの、援助再開後の援助者の適切な指導が、子どもの成長に伴い父母の親としての自信を回復させ、父母が協力して子育てをしていく新たな態勢作りにつながった。障がいを持った子どもに対する細やかな配慮と、父母に対して子どもへの対応を丁寧に助言し、父母の成長を支えた援助者のあり方が効果を示した事例と言えよう。父母の離別前の親子関係が必ずしも良好でない場合でも、面会交流において援助者がその要因を探り、丁寧に父母への指導と子どもへの配慮を行うことができれば、親子関係の修復を行なうことができ、愛着形成を促す機会が生れる。

ウ 同居親の態度等の影響

乳児期から幼児期前半にかけての子どもの課題は、愛着形成と、子どもが親を信頼し親から自立していくことである。健全な愛着形成がなされれば、子どもは、親と終始密着していなくても見捨てられたと感じる不安を持つことなく安定してられる。典型的な例は、子どもが保育園に入園する際、どの子どもも当初は母と別れることを嫌がり大泣きする。しかし、次第に子どもは、母が必ず迎えに来ることを学び、別れ際の号泣は治まってくる。すなわち、親との基本的信頼感が獲得されてくることになる。しかし、愛着形成が十分でない場合、基本的信頼感を獲得することが難しくなり、子どもは、いつまでも母と離れることに不安を感じ、別れ際、いつまでも泣き続ける。そこで、父母の離別後、同居親は子との関係で、子どもの発達上獲得することが求められるこのようなプロセスを順調に果たしていけるかが大きな課題となる。

【事例1】では、父母離婚後、母親に監護されていたC男は、一時、保育園での甘えが強まり、夜泣きをするなど乳児返りが目立ったが、FPICでの面会交流が開始する頃には、保育園での他児の父親の存在に関心を持ち始めるなどの変化が現れた。そのためか、別居親（父）との面会交流では当初は父親を拒否していたものの、次第に時間一杯遊びに興じるまでになった。この間、援助者からの助言もあって同居親

(母)も、C男と父親の面会交流を前向きに考えるようになり、面会交流に抵抗していた子どもに対して、「パパに見せてあげようよ。」と母子で紙工作を作るなど子どもと父親との関係をつなげる工夫を行なうまでに変わっていった。

この事例からは、父母の離別による愛着形成の不全、親離れへの不安といった発達上の危機に置かれた子どもが、援助者の助言を通じて改めて愛着形成の機会を得ることができたため、同居親及び別居親双方への安心と信頼を感じられるようになったことが読み取れる。

一方、【事例4】では同居親(母)が祖母との強い依存関係にあり、子どもの母親となってもお嬢さんのまま自立できないという課題を抱えていた。さらに、別居親(父)の単身赴任期間が長く、同居親(母)は、保育園に入れていないA男との2人だけの生活の中でA男に自らを重ね合わせ、母子関係が強まり、別居親(父)が同居を希望しても同居親(母)が拒否するなど別居親(父)がはじき出される形となった。その後、別居親(父)が再同居したものの、父親が夫婦関係で威圧的、攻撃的な態度をとるとして、母親が父親に恐怖感を抱くようになり、子どもを連れて実家に別居し、その後面会交流を認めた協議離婚が成立した。しかし、面会交流がうまく実施できないため、父親が面会交流の調停を申し立てたが不成立となり、面会交流を認める審判が出て、これに対して母親が抗告するといった経緯を経て最終的にはFPICを利用して面会交流を行なうことになった。ところが、FPICでの援助は、子どもが面会交流を激しく嫌がったため、結局、中断するに至った。

【事例1】のC男と異なり【事例4】のA男は保育園の経験がなく、母親から離れて友だち関係を作っていく時期に子どもが母親と一体となった生活をしたことになる。このような母子関係は、一見愛着形成の機会とも見られがちであるが、同居親(母)が自立した母親としての役割を十分に果たせず、むしろ母親が子どもに自らを重ね合わせる共依存的関係にあったと考えられ、子どもの母親離れを阻害するような影響があったのではないかと推測される。ただし、A男の場合も、【事例1】のC男のようにいずれ保育園に入園し、友だちが自分の父親のことを話すのを聞いたりしているうちに父親というものを認識できるようになるので、その時期を待って再度アプローチすることができる。その際は、面会交流の前後に母親がゆとりをもって送り出し、また、暖かく出迎えるといった接し方ができるような親ガイダンスが必要となる。

(4) 幼児期後半の子どもが受ける影響

ア 父母との離別の影響

幼児期後半になると、乳児期から幼児期前半にかけて親との間で養われた愛着形成を基盤として、保育園や幼稚園などでの集団生活を通じて家族以外の大人や子どもとの関わりを広げ、次第に親から離れて自分自身の感情や行動を表出し始める。しか

し、このような健康な親離れが進むのは、家庭内での愛情に満ちた親子の交流や安定した生活がその基盤にあるからであり、父母間の紛争やその結果生じる父母の別居や離婚は、この時期の子どもの成長に大きな影響を与えることになる。

父母との離別や紛争が子どもへ与える影響については、これまで、短期的な観点からは、離別に伴う経済的困窮、環境の変動による精神面の不安定化や不安、寂しさ、孤独感、父母の不和が自分のせいではないかとの自責感、親や家族のことを話しくくなることでの友人関係及び対人関係への影響などが指摘されており、こうしたことが原因で、子どもの心身面に不調や問題行動が表れることはしばしば目にするところである。また、長期的な観点からは、経済的困窮に伴う進路の制約、短期的影響と同様の自責感や友人関係への影響、親密な対人関係の持ちにくさ、対人不信、家族イメージが持てない、結婚に対する不安感などが指摘されており、思春期以降の人格形成や対人関係の持ち方などに影響を及ぼすと言われている。

同居親（母）が幼児期後半のA男を連れて別居し、その後、母親からは離婚調停、別居親（父）からは面会交流調停が申し立てられ、調停はいずれも不成立となり、離婚訴訟、面会交流審判へと移行した事例がある。離婚訴訟が続く中、審判決定に基づきFPICでの面会援助が開始された、当初は問題なく面会が行われていたが、約1年が経過したとき、別居親（父）が、面会中に同居親（母）の悪口を言ったり、面会交流のたびにA男に父方の親族に会いたくないかとしつこく働きかけるようになり、これを認めたくない同居親（母）との対立関係が激化した。やがて、A男はふさぎ込むことが多くなり面会にも行きたがらないと母親が訴えるようになり、これに対して父親が感情的になるという争いに発展し、援助が終了することとなった【事例13】。

この事例では、別居親（父）に性格的な問題があり、援助開始時にも、自分の要求を一方向的に主張したため、事前相談ができなくなるという場面があった。父親は興奮が収まると自分の態度を謝罪したため援助は開始されたが、同じパターンの行動が面会交流の都度繰り返された。このような光景を見ていたことが、上記のようなA男の身体症状に関係していると考えられる。

別居親（母）が幼児期後半のB女を連れて別居したが、翌年、親権者を同居親（父）とする調停が成立し、B女は父親に引き渡され、FPICの付添い型援助による母親との面会交流が開始した事例では、面会開始後すぐに、同居親（父）が再婚して異母妹が出生し、父親が次第に面会交流に消極的となり、父親の希望により、月1回の付添い型から、年4回の受渡し型へ面会方法を変更することとなった。しかし、父親によれば、受渡し型への移行が決まった直後から、B女は、夜中に起き出して、「怖い、どうしよう。」などと言って泣くようになったため、父母が再協議して、年7回付添い型の面会交流を継続することになった【事例25】。

この事例では、同居親（父）に加えて再婚相手の継母の存在が子の忠誠葛藤を強め、別居親（母）と二人きりで会うことへの不安が夜泣きにつながったものと考えら

れる。

幼児期後半は、子どもが、次第に感情や要求を言語化して周囲に伝えることができるようになる時期であり、安全感と安心感が得られる環境の中であれば、子どもは置かれた環境に柔軟に対応することが可能であり、適応への柔軟性や可塑性は高い。これに対して、父母間や父母双方の両親、再婚相手などを含めた親族関係が、強い対立や葛藤関係にあると、子どもに加重な負担が加わり、上記のような行動が表れることも少なくない。ただし、父母間の葛藤が早期に治まり、同居親が安定する状況になれば、ほとんどの場合、子どもに表れた問題行動も改善する。したがって、紛争や対立が長期化しないよう子どもへの影響に配慮した態度を父母に求めていくことが重要である。

イ 離別以前の親子関係の影響

離別時期が幼児期後半以降の場合、離別することになる側の親との生活関係が長いため、幼児期前半までの段階で離別する場合に比べて、子どもが受ける喪失感や影響はより大きなものとなる。

同居親（母）が幼児期後半のC女と幼児期前半のD男を連れて別居し、約2年後に面会交流審判が確定し、FPICの付添い型援助により面会交流が開始された。審判手続き中に家裁で実施された試行的面会交流の調査結果によれば、C女は、「パパのことが大好きだった。今はどこにいるか分からないからもう会えない。」と述べたといひ、別居親（父）と会えなくなったことによる喪失感の強さがうかがえる【事例5】。

この事例では、2年間の空白期間があったが面会交流実施時には、C女もD男も別居親（父）とすぐに馴染み、遊ぶことができた。このように、同居中に別居親と良好な関係が築けていた場合は、会えない期間が長期間に及んだ場合でも、同居親が協力的であれば比較的スムーズに面会交流の再開が可能である。

これに対して、離別した親と子どもとの同居期間が短かったり、関わりが薄く子どもが別居親のことを覚えていない場合には、面会交流を開始した当初は、子どもも別居親も緊張してすぐには馴染めないことがある。ただし、そのような場合でも、同居親が面会に協力的な態度を示し、別居親が子どもに対して適切な対応を行うことができれば、子どもは初回時の後半あるいは第2回目の面会交流の頃には、別居親に馴染んで良好な関係を築いていけるのが通常である。つまり、離別以前の関係よりは、面会交流を再開する時の父母の協力のほうがより重要であると考えられる。

ウ 同居親の態度等の影響

幼児期後半になると、次第に親離れが進み自分の感情や考えを表出することができるようになるが、親からの心理的自立はまだ不十分な段階であるため、同居親の態度が子どもに与える影響は非常に大きい。

先に取り上げた【事例5】では、その後同居親（母）が、自分自身の体調不良を理由に面会交流に消極的となり、別居親（父）も強く面会交流の継続を求めなかったこ

とから、1回実施できただけで中断した。C女は、父親に対する愛着を回復する可能性があったが、面会交流に消極的となった母親の不安を父親が支えることができたなら、あるいは継続実施ができたかもしれない。

子どもが幼児期後半の時期は、別居親に特別大きな問題がなければ、そして同居親が面会に協力的であれば、子どもにとって有益な面会交流を行うことが可能である。反面、同居親の協力がないと面会交流の実施や継続は困難となることが多いので、同居親が面会交流に消極的な場合は、別居親との交流が子どもの成長にとって重要であることの意味を伝えながら、同居親に考えを深めてもらう働きかけが必要である。

(5) 学童期の子どもが受ける影響

ア 父母との離別の影響

学童期は、幼児期における親への心理的依存から自立した子どもが、小学校での集団生活を通じて自己の能力を高め社会性を増進させる時期である。学童期前半では、言語力や認識力を向上させる中で善悪の理解や判断を身につけ、学童期後半では、自分を客観視し集団の規則を理解できるようになり、自己肯定感や他者への思いやりなどをはぐくんでいく。

子どもが学童期に親と離別を経験する場合、離別に先立って父母間の紛争に長期間さらされていることが多く、その上に離別に伴う生活環境の変化が加わるため、子どもが受ける影響はより大きなものとなる。紛争状態にある父母の離別は、子どもを葛藤状況から解放するという側面もあるが、離別後も父母間の紛争が続く場合は、子どもに及ぶ影響はさらに長期化し深刻なものとなる。

この時期の親との離別の影響としては、短期的には幼児期後半で述べた心身面での影響があるほか、学童期前半では周りの子どもたちとうまく人間関係が構築できなかったり、父母の不和が自分のせいだという自責感にとらわれたり、また、父母のどちらをも裏切れないと感じて忠誠葛藤に襲われたりしがちである。学童期後半になると、学童期前半と同様忠誠葛藤にとられるほか、同居親と強く結びつくことで別居親への拒否の感情が強まり、別居親に対する強い敵意を示すこともある。こうしたことが積み重なり、子どもが、自己肯定感や自尊感情を十分に持てないまま成長すると、長期的には、思春期以降の人格形成や対人関係の持ち方に影響を与えることになる。

なお、父母との離別が子どもに与えるプラスの影響としては、短期的には、父母の葛藤環境から解放されることにより安心感が生じること、家庭内が明るくなり親子関係やきょうだい関係がより親密になること、子ども自身の生活態度が困難を経験することでしっかりしてくることなどがあり、長期的には、不安定な生活環境を乗り越える過程で自己の確立や早期の自立が促されること、人の痛みや優しさが分かるなど他人の立場を考えられるようになること、などが挙げられている。

父母との離別は、多かれ少なかれこのような影響を与えることになるが、マイナスの影響がより深刻になるかどうかは、離別後の父母が、引き続き葛藤状態を継続して離婚や面会交流などの問題で紛争関係を続けるか、子どもの父親母親として信頼協力関係を再構築して子どもに悪影響が及ばないように配慮できるかにかかっている。父母間で面会交流の合意形成が困難に陥る場合は、双方の信頼関係がうまく構築できていないことを表しており、このような場合、子どもには、離別による影響以上の悪影響が及ぶことになる。

母親が学童期前半のA男を連れて別居し、約2年後に高裁で確定した審判決定に基づき、2か月に一度FPICの付添い型援助による面会交流が開始された事例がある。別居の理由は、同居親（母）によると、別居親（父）から同居親（母）に対する精神的DV及びA男に対するしつけと称する虐待だった。やがて、A男には、年長の男児に飛びかかる、男性指導員に暴力を振るうといった行動が現れ、小学校高学年になってからは同居親（母）に対する暴力も出始めて、母親はA男におびえるようになった【事例9】。

この事例は、学童期前半から後半にかけて長い期間父母の激しい葛藤にさらされたことが、A男の不安定で攻撃的な人格形成に影響を与え、父から受けたと同じような暴力を母親に対して振るうようになったと考えられる例である。

また、父親からの暴力を理由として中学生のB男、C男及び幼児期後半のD男を連れて別居し、保護命令申立や離婚調停、面会交流調停などが申し立てられて激しい紛争が2年以上に渡って続いた事例では、調停の中で試験的に面会交流を行うことの合意ができ、FPICでの付添い型援助が行われた。しかし、B男とC男は、別居親（父）と会うことを拒否し、面会交流ができたのはD男のみだった。それも1回実施できただけで、同居親（母）から、D男が不眠が続きとても面会ができる状態ではないとの申入れがあり面会交流は中断した【事例10】。

この事例では、別居親（父）に、子どもたちに対する直接の暴力があったことがうかがわれ、B男とC男は、父親との面会を拒否しただけでなく、母親に対して暴力を振るうようになっており、専門的ケアが必要と考えられた事例である。

イ 離別以前の親子関係の影響

学童期に父母が離別する場合、子どもは離別することになる親と長い時間関わりを持っている場合が多いが、その分、父母の紛争や葛藤状況にさらされている期間も長いため、同居親に対する同一化や忠誠心などにより、別居親に対して強い拒否的な言動を示すことが多い。学童期に入ると、成長に伴い自分の考えを言語化する能力も高まり、いったん別居親に対する拒否感が強まると、歯止めのないまま拒否感情が増大することも少なくない。

反面、父母との同居期間中に、離別することになった母親と子どもとの関係が良好だった事例では、その後子の奪い合いの紛争が続いたものの、親子の面会交流を円滑

に実施することが可能だった【相談事例】。

このように子どもが学童期に父母が離別する場合、それまでの親子関係がどうであったかによって、子どもの反応は両極端に分かれる傾向がある。自分の考えを持ち始めた学童期の子どもへの働きかけは容易ではない。親は子どもの心と行動のずれをよく観察して、子どもが何を求めているかを辛抱強く見極めていくことが必要であり、援助のポイントもそこにある。

ウ きょうだい関係の影響

今回検討を行った事例では、子どもにきょうだいがいる事例が3分の1ほどあった。兄や姉は父母の紛争環境に長くさらされてきたため同居親に同一化する傾向があり、妹や弟は兄や姉の動きに左右されやすい。

母親が学童期前半のE女と幼児期後半のF女を連れて別居し、1年後に離婚判決が出された事例では、3年後に面会交流調停が成立し、FPICによる付添い型の援助が開始された。別居親（父）にはDVがあり、警察に逮捕される場所を子どもたちが目撃していたこともあって、初回の面会交流でE女は別居親（父）に罵声を浴びせるなどして強く拒否した。F女も、E女に同調して同じような行動をとり、面会交流は中断することとなった【事例3】。

この事例の場合、E女の激しい言動は、同居親（母）に対する過剰な同調の心理が働いたと同時に、妹のF女を守ろうという気持も働いたものと考えられる。母親は、E女の過剰な言動にむしろ不安を感じていた。子どもに、こうした極端な言動が見られた場合には、子どもが別居親に対する強い不信感や拒否感にとらわれて異性一般に対して偏った見方をするようになっていたり、対人不信感を強めたりすることがないように配慮していく必要がある。

なお、きょうだいが別居親と面会する際に、別居親がきょうだいの一方、あるいは特定の子どもを可愛がったり、別居親が意識していなくても他のきょうだいが自分には関心を示してもらえなかったと感じることがある。また、きょうだいのうち特定の子どもだけが別居親と面会をし、他のきょうだいが面会しない場合、そのことがきょうだい間の葛藤を呼び起こすこともある。

父母や援助者は、このようなきょうだい間の微妙な感情の動きに敏感になって、きょうだいそれぞれの性質や感受性に応じたきめ細かい配慮をする必要がある。

別紙

「子の発達段階の特徴と両親の別居や紛争に対する反応」

小澤真嗣家庭裁判所調査官による「子の福祉」に関する調査

家裁月報61巻11号14頁

表4 子の発達段階の特徴と両親の別居や紛争に対する反応

年齢	子の発達段階の特徴	両親の別居や紛争に対する反応
乳児期 (～1歳 6か月)	①養育者との愛着を形成し、人に対する基本的信頼を獲得する。 ②情緒を分化させ、自分の感情や行動を自己調節する。	①不安や恐れを示す。 ②食事、排泄、睡眠の習慣が障害を受ける。
幼児期 前半 (～3歳)	①自分と他者を区別し、分離不安に対処する。親から離れるために、ぬいぐるみなどの移行対象が重要になる。 ②衝動を統制する。自己主張が激しくなり、しつけようとする親に抵抗することがある。	①主たる養育者から離れるときに分離不安を示す。 ②かんしゃくを起こしたり、無気力になる。 ③両親間の緊張、怒り、暴力に敏感になる。
乳児期 後半 (～6歳)	①愛着対象についてのイメージを支えとして、ある程度一人でいられるようになる。 ②外界に対する認知が自己中心的で、現実把握が不十分であるため、空想と現実の境目があいまいになりやすい。 ③欲求や情緒をコントロールし、相手の気持ちを理解しなから他者とかわり始める。	①両親の別居について、いずれ仲直りしてくれるはずだと空想する。 ②親の別居が自分の責任だと感じる。 ③親から捨てられるのではないかという怒れを感じる。
学童期 前半 (～9歳)	①具体的な事柄については抽象的な思考ができるが、良い・悪いという極端な評価をしたり、現実離れした空想を抱く。 ②社会性が発達し、ルールに従った行動ができ、秘密を少し持てるようになる。	①両親の不和を理解できるようになるが、両親の問題と自分の問題を分けて考えることが出来ない。 ②両親の不和を自分のせいだと感じたり、両親とも裏切れないという忠誠葛藤を抱くが、そうした気持ちを内に溜め込みやすい。
学童期 後半 (～12歳)	①親との心理的な距離ができ、現実認識力が向上するが、一人で問題解決するまでに至らない。 ②良い・悪いという二分法で物事を見て、公平であることを求める。 ③友人との関係の重要度が増し、熱やスポーツクラブなど課外活動が増える。	対処困難な場面では親に依存しているため、両親間の紛争に巻き込まれやすく。忠誠葛藤を起こしたり、一方の親と強く結びつき、他方の親が全て悪いと考えて、他方の親に対して敵意を示すことがある。
思春期 (～15歳)	①両親から自立し、親とは別のアイデンティティを確立する。 ②抽象的な思考力が発達するが、試行錯誤して、言動が一貫しないことも多い。 ③性的な衝動の高まりに対処する。	①家族が不安定になり、子の自立に困難を伴うことがある。 ②親の養育する力が弱まり、子の行動の統制がうまくできない。 ③両親の不和を男女関係の失敗と認識し、自身の異性関係に不安を抱く。